平成２７年（再ロ）第３号

青森県北津軽郡鶴田町大字喜蒲川字一本柳121番地３

再生債務者　棟方　弘幸

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月16日

青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第３号

滋賀県守山市守山４丁目11番17―101号

再生債務者　田中　憲司

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月19日

大津地方裁判所民事部再生係

会計検査院共済組合定款の一部変更について

会計検査院共済組合定款（平成13年３月30日制定）の一部を次のように変更する。

平成27年10月１日

会計検査院共済組合代表者

会計検査院長　河戸　光彦

第14条を次のように改める。

（組合員の種別）

第14条　組合員は、次のように区分する。

(1)　長期組合員　次号及び第３号に規定する組合員以外の組合員

(2)　継続長期組合員　法第124条の２第１項前段の規定により引き続き長期給付に関する規定の適用を受ける組合員

(3)　任意継続組合員　法第126条の５第１項後段の規定により引き続き短期給付を受け、及び福祉事業を利用することができる組合員

2　長期組合員のうち厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の適用を受ける被保険者は、同法第２条の５第１項第２号に規定する第２号厚生年金被保険者及び高齢任意加入被保険者（同法附則第４条の３第１項の規定による被保険者であって、組合員であるものをいう。）に区分する。

第16条中「第51条第１項」を「第50条第１項」に改める。

第17条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

第26条（見出しを含む。）中「決定及び支払」を「裁定及び決定並びに支払」に改める。

第28条第１項中「第１号の２」を「第２号」に、「第42条第１項」を「第40条第１項」に、「第42条の２第１項」を「第41条第１項」に改め、同条第３項中「第99条第２項第２号」を「第99条第２項第３号」に改める。

附則第５条第１項中「第52条」を「第51条」に改める。

附　則

この変更は、平成27年10月１日から施行する。

平成２７年（再ロ）第３号

和歌山市満屋64番地１

再生債務者　山本　牧

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成27年10月16日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成27年10月19日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１５年（再ロ）第１０００９号

茨城県日立市みかの原町２丁目18番５号、開始決定時の住所茨城県日立市大久保町５丁目３番31―202号

再生債務者　柴田　由貴

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成16年１月13日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成27年10月19日　水戸地方裁判所日立支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月三日

掲載頁　二十二頁（号外第一七四号）

平成二十七年十月二十七日

栃木県小山市城東三丁目二八番地一

(甲)　富士通テレコムネットワークス株式会社

代表取締役　久米　富幸

茨城県筑西市舟生字下木有戸一五三三番地

(乙)　株式会社富士通テレコムネットワークス茨城

代表取締役　小太刀　寛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十五日

掲載頁　四十一頁（号外第一一五号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年九月二十四日

掲載頁　九十頁（号外第二一六号）

平成二十七年十月二十七日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

(甲)　株式会社生活品質科学研究所

代表取締役　宮地　邦明

東京都府中市分梅町三丁目五一番四号

(乙)　株式会社消費経済研究所

代表取締役　若槻　清次

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　http://www.silis.co.jp/koukoku/index.html

(乙)　http://www.silis-hd.co.jp/about/public.html

平成二十七年十月二十七日

東京都港区新橋一丁目九番六号

(甲)　株式会社サイリス

代表取締役　長尾　宏

東京都港区新橋一丁目九番六号

(乙)　サイリスホールディングス株式会社

代表取締役　長尾　宏

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月二十八日

掲載頁　四十八頁（号外第一九五号）

平成二十七年十月二十七日

東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート四Ｆ

(甲)　ＫＡＢホールディングス株式会社

代表取締役　加畑　郁子

東京都品川区上大崎三丁目一〇番六〇号

(乙)　ＫＡＢホールディングス合同会社

代表社員　加畑　雅之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十五日

掲載頁　四十三頁（号外第一一五号）

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年五月二十五日

掲載頁　四十一頁（号外第一一五号）

平成二十七年十月二十七日

東京都千代田区鍛冶町二丁目九番一二号

(甲)　株式会社徳力本店

代表取締役　山口　純

東京都千代田区鍛冶町二丁目九番一二号

(乙)　株式会社徳力化学研究所

代表取締役　渡辺耕一郎